【別紙２】

法第７条第１項の株式会社日本政策金融公庫の資金のうち、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第７条第１項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金（平成３年大蔵省・農林水産省告示第５号）の第二の二に掲げるものの貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等販売業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

１　安定的な取引関係を確立する事業者の概要

①　法人等の名称又は氏名：

②　住所：

③　法人の場合はその代表者の氏名：

④　連絡先　（電話番号）：

（ＦＡＸ番号）：

（メールアドレス）：

（担当者名）：

⑤　資本の額又は出資の総額：　　（　年　月　日時点）

⑥　従業員数又は組合員数：　　（　年　月　日時点）

⑦　業種：

⑧　決算月：

（記載上の注意）安定的な取引を確立する両事業者が共同で申請する場合には記載は不要。

２　安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の農林漁業者等への伝達方法

品目	取引量（kg、%）			取引額（千円、%）			その他
	実績（　年度）	計画（5年後）	伸び率	実績（　年度）	計画（5年後）	伸び率	
計							

（記載上の注意）安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。